

## 物価高騰等対策特別支援事業(第二弾)実施要領

### (趣旨・目的)

第1条 この要領は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、商品券等を支給する「物価高騰等対策特別支援事業(第二弾)(愛称「北海道お米・牛乳子育て応援事業(第二弾))」(以下「事業」という。))の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一弾 令和5年5月から申請受付を開始した「物価高騰等対策特別支援事業(通称：北海道お米・牛乳子育て応援事業)」をいう。
- (2) 第二弾 令和6年1月から申請受付を開始する予定の「物価高騰等対策特別支援事業(第二弾)(通称：北海道お米・牛乳子育て応援事業(第二弾))」をいう。
- (3) 簡易申請 第一弾の支給品を受給した世帯に対し、事前に事務局から固有のQRコード等を示したはがき等を送ることにより、従来よりも簡易な方法で申請することが可能となる申請方式をいう
- (4) 対象児童 平成17年(2005年)4月2日から令和6年(2024年)4月1日までに生まれた者をいう。
- (5) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- (6) 保護者 父母、養父母、未成年後見人、施設の長(別表1のとおり。)、里親(別表2のとおり。)、その他の者で、対象児童を現に監護する者をいう。

### (事務局の設置)

第3条 道は、第1条の目的を達成するため、北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局(以下「事務局」という。)を設置し、支給に必要な事務を事務局が行う。

### (支給対象)

第4条 支給対象は、申請日において次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 道内で対象児童と同居している世帯
  - (2) 道内で対象児童だけで構成する世帯
  - (3) 保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯
  - (4) その他、北海道知事(以下「知事」という。))が支給すべきと認めた世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は支給対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいる世帯
  - (2) すでに支給決定(第一弾を除く)された支給対象と同一の世帯

### (申請手続者)

第5条 申請手続者は、申請日において次のいずれかに該当する者とする

- (1) 前条第1項(1)の場合、対象児童と同居する保護者とする。
  - (2) 前条第1項(2)の場合、対象児童又は道内に在住する保護者とする。
  - (3) 前条第1項(3)の場合、道内に在住する保護者とする。
  - (4) 前条第1項(4)の場合、知事が申請手続者として適当であると認めた者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象児童が施設又は里親へ措置等がなされている場合、その施設の長又は里親からの申請とする。なお、施設の長の申請方法については、知事が別に定める。

### (申請手続)

第6条 申請は事務局が設置するウェブサイトを通じた電子申請又は郵送申請とする。

- 2 第一弾の支給品を受給した世帯については、原則として簡易申請(別紙1)とし、本人確認書類の提出を求めない。ただし、第一弾の申請から住所や家族構成の変更があった場合は、

この限りではない。

- 3 第一弾の支給品を受給していない世帯又は前項ただし書きに該当する世帯が、申請書(別紙2)を提出するときは、別表3に記載された本人確認書類を申請書に記載された全員分添付するものとする。
- 4 施設の長においては、この限りではない。

#### (申請期限)

第7条 支給品に係る支給の申請期限は、令和6年4月30日までとする。

また、郵送による申請については、申請期限までに消印されているものを有効な申請として取り扱うものとする。

#### (支給、不支給の決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定する。

- 2 支給の決定は、支給決定した旨の通知(別紙3)を当該申請手続者に対して送付する。
- 3 不支給の決定は、別紙4をもって通知する。
- 4 知事は申請書等に不備があると認めるときは、当該申請手続者に対し期日を定めて、申請内容の確認や追加の書類等を求めることができる。この場合、期日までに回答や提出がされなかったときは不支給とする。

#### (支給品)

第9条 支給対象につき、次のいずれか1つとする。

- (1) 全国農業協同組合連合会が発行する「おこめギフト券」又は全国米穀販売事業協同組合が発行する「おこめ券」(以下「おこめ券」という。)9枚(3,960円相当分)とホクレン農業協同組合連合会が発行する牛乳贈答券6枚(1,200円相当分)(以下「商品券」という。)計5,160円相当分
- (2) 知事が指定した北海道産のお米(精米、玄米、及びもち米)と牛乳(牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳)のみ購入ができる電子クーポン(使用期限は、令和6年7月21日までとする。)5,160円相当分
- (3) 北海道米セット5,160円相当分(送料含む)

#### (支給の方法)

第10条 支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 商品券の支給を行う場合は、申請手続者の住所あてに送付する。
- (2) 電子クーポンの支給を行う場合は、申請手続者の電子メールアドレスに送付する。
- (3) 北海道米セットの支給を行う場合は、申請手続者の住所あてに送付する。

#### (支給品が返送されてきた場合等の取扱い)

第11条 支給品が返送された場合は、再度郵送又はメール等にて送付する。ただし、再送付は一度限りとし、返送された場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

#### (交換の不可)

第12条 一度選択した支給品は、他の支給品に交換することはできない。

#### (支給決定の取り消し)

第13条 知事は、支給決定を受けた申請手続者が次のいずれかに該当するときは、支給品の支給決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により支給を受けたとき
- (2) 支給品を他人に交換・売却し、利益を得たとき
- (3) 支給品を担保に供し、又は質入れを行ったとき
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行ったとき
- (5) この要領に違反したとき
- (6) 前号に掲げるもののほか、知事が不相当と認める理由が生じたとき

#### (支給品の返還)

第14条 知事は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、次のとおり期限を

決めてその返還を命ずる。

(1) 商品券

当該相当金額 5,160 円の支払いを求めるものとする。

(2) 電子クーポン

全額分の利用を停止する。ただし、既に全部又は一部を利用していた場合は、残りの電子クーポンの利用停止及び当該利用相当金額の支払いを求めるものとする。

(3) お米セット

当該相当金額 5,160 円の支払いを求めものとする。

(調査等)

第 15 条 本事業において、知事が必要と認める場合は申請手続者に対し調査することができる。

この場合、調査に応じなかったり、指定した期日までに回答等がなかった場合は、支給決定を取り消すものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 14 日から施行する。

## 別表 1

児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業にかかる施設
同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業
同法第 37 条に規定する乳児院
同法第 41 条に規定する児童養護施設
同法第 42 条に規定する障害児入所施設
同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設
同法第 44 条に規定する児童自立支援施設

## 別表 2

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親、同条第 2 号に規定する養子縁組里親及び同条第 3 号に規定する親族里親
---

## 別表 3

住民票の写し(マイナンバーが記載されていないもの)
健康保険被保険者証(住所が裏面に記載されている場合は裏表)
国民健康保険被保険者証(住所が裏面に記載されている場合は裏表)
共済組合員証
船員保険被保険者証
マイナンバーカード(表面のみ)
運転免許証(表裏)
生活保護受給者証
在留カード
特別永住者証明書
「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等にかかる医療の給付に関する取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日付雇児福発第 0331 第 1 号・雇児母発第 0331 第 2 号・障障発第 0331 第 2 号)に定める受診券
里親等証明書
母子健康手帳(表紙と住所が記載された頁)
知事が別に定める証明書